

令和6年12月支給分から児童手当の制度が変わります

大切なお知らせです。必ずご確認ください！！

1 所得制限が撤廃されます！！

受給者の所得に関係なく、

0歳から3歳までの児童は月額15,000円

3歳から高校生年代までの児童については月額10,000円を支給します。

※本制度改正により所得制限は撤廃されますが、父母等のうち所得の高い方へ支給します。

2 支給対象児童が高校生年代（18歳の年度末）まで延長されます！！

0歳から高校生年代（18歳に到達した最初の3月31日）までの児童が支給対象となります。

※支給対象年齢拡大に伴い、施設等受給資格者に児童自立生活援助事業を行う施設の設置者が追加されます。

※児童福祉施設等へ措置入所となっている児童や里親委託されている児童については、施設の設置者もしくは里親に対して児童手当が支給されるため、当該児童分の手当を父母等が受け取ることはできません。

3 第3子以降の支給額が増額されます（多子加算）！！

0歳から高校生年代までの児童について、第3子以降の支給額を月額30,000円に増額します。

4 3人以上の児童を養育している場合に、第1子として数える年齢が22歳年度末まで延長されます！！

18歳年度末以降22歳年度末までの子については、親等（受給者）の監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護があり、かつ経済的負担がある場合のみ加算の対象となります。

5 支給月が隔月（偶数月）の年6回となります！！

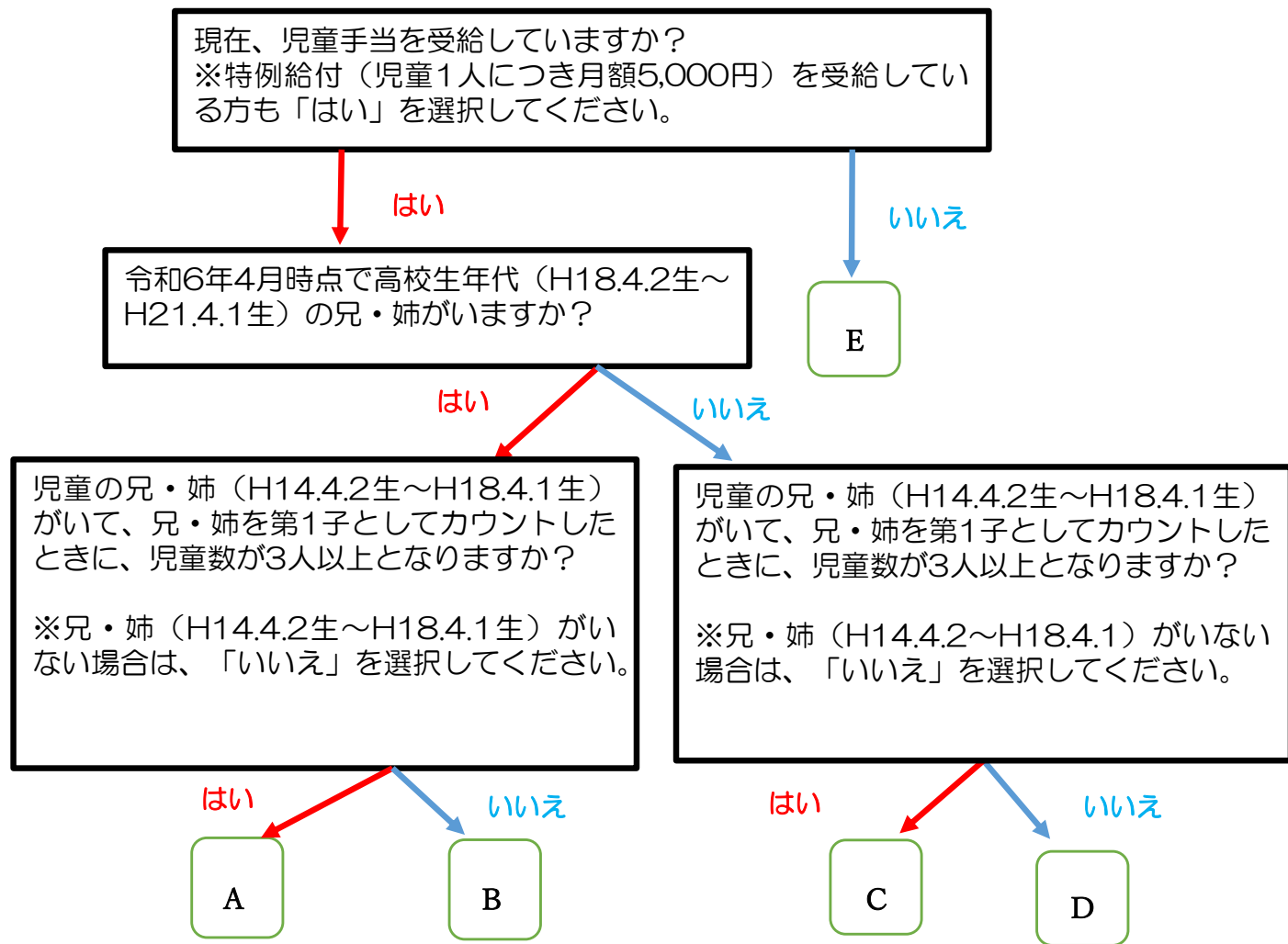
12月支給分から偶数月（2月,4月,6月,8月,10月,12月）にそれぞれ前月までの手当を支給します。

制度改正前後の変更点について

		(改正前) 令和6年9月分まで (10月10日支給分まで)	(改正後) 令和6年10月分から (12月10日支給分から)
手当月額	0歳～3歳未満	15,000円	15,000円
	3歳以上 小学校修了前	10,000円	10,000円
	中学校修了前	10,000円	10,000円
	高校生年代	なし	10,000円
	特例給付	5,000円	撤廃
所得制限	あり	なし	
多子加算の算定対象	18歳到達後の最初の年度末まで	22歳到達後の最初の年度末まで ※親等の経済的な負担のある場合 に限る	
支給月	年3回（6月、10月、2月）	年6回（偶数月）	

裏面に続きます。必ずご確認ください。

手続きについてのフローチャート（参考）



このフローチャートは参考例です。支給要件に該当するかどうかは、請求書等を審査したうえで決定します。

- A：高校生年代の児童分について増額となります。児童の兄・姉（H14.4.2生～H18.4.1生）を多子加算の算定対象とするために「**監護相当・生計費の負担についての確認書**」の提出が必要です。
- B：高校生年代の児童分について、**申請不要**で増額となります。
- C：児童の兄・姉（H14.4.2生～H18.4.1生）を多子加算の算定対象とするために「**監護相当・生計費の負担についての確認書**」の提出が必要です。
- D：手続きは**不要**です。
- E：「**新規申請**」が必要です。

1. ○児童手当は原則、**父母等のうち恒常的に所得の高い方に支給**します。父母が婚姻していない（離婚されている場合や離婚協議中の場合を含む。）場合は、お子様と同居されている方の父母に手当を支給します。
○児童手当の支給対象となる児童は、日本に住民票を置かれている方（海外留学されている場合を除く。）となります。留学等の理由以外で、国内に住民票を置かれていない児童は支給対象に含めることはできません。
○**公務員（国立大学法人、独立行政法人等に勤務の方を除く。）**の場合は、**勤務先から児童手当が支給**されます。公務員の方は、自身の勤務先にて申請先を確認の上、お手続きをお願いいたします。
○今回の制度改正により、新たに児童手当を受給できることとなった方については、認定請求書の提出が必要となります。手続きの詳細については児童家庭課までお問合せください。
○**監護相当・生計費の負担についての確認書**は、児童の兄・姉がH14.4.2生～H18.4.1生の子について、以下①②の条件を満たす場合に提出が必要です。
①監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護を行っていること。
②受給者の収入により、児童の日常生活の全部または一部を営んでいること。
（これを欠くと通常的生活水準を維持することができない場合）
○児童手当の支給後に、受給資格がないことが判明した場合、その期間における手当はすべて**返還をしていただくこととなります**のでご注意ください。

お問い合わせ

宜野湾市児童家庭課「児童手当担当」窓口 電話：098（893）-4422
開庁時間：平日8：30～17：15（土日祝休）